

伊豆の国市中小企業事業資金融資制度要綱

制定 平成17年 4 月 1 日告示第49号

改正 平成19年 4 月16日告示第40号

平成19年10月 1 日告示第126号

平成22年 3 月 1 日告示第 19 号

平成23年 6 月22日告示第 88 号

令和 4 年 3 月31日告示第 77 号

令和 8 年 8 月31日告示第 133 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内中小企業の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げる者をいう。
- (2) 組合 法第2条第1項第2号から第7号までに掲げる者をいう。
- (3) 申込入 融資を受けようとする者をいう。
- (4) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、かつ、県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

(資金の種類)

第 3 条 この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、短期経営改善資金及び小口資金とする。

(融資の条件等)

第 4 条 融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

(融資の申込)

第 5 条 申込入は、短期経営改善資金にあっては、様式第1号による伊豆の国市短

期経営改善資金申込書を市長に提示し、確認を受けたうえで静岡県中小企業融資制度資金要綱に基づき、融資を申し込むものとする。

- 2 申込人は、小口資金にあつては様式第2号による伊豆の国市小口資金申込書を市長に提出し、静岡県中小企業融資制度資金要綱に基づき、申し込むものとする。
- 3 市長は、融資の申込みがあつた場合は、内容の審査を行ったうえ、申込書等を協会又は申込人に送付するものとする。

(融資のあつせん)

第6条 協会は、市長から前条により申込書等の送付を受けた場合は、審査を行い適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあつせんを行うものとする。

(融資の実行)

第7条 取扱金融機関は、前条により融資のあつせんを受けた場合は、内容を審査のうえ、融資を行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項により融資を行うにあたり、歩積・両建預金を要求してはならない。

(融資の拒絶)

第8条 取扱金融機関は、第6条により融資のあつせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第3号による中小企業融資制度拒絶報告書により市長に報告するものとする。

(融資条件の変更等)

第9条 協会は取扱金融機関より融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、市長に報告するものとする。

(報告)

第10条 協会は、この要綱による保証の状況等を、毎月市長に報告するものとする。

(利子補給金の額)

第11条 利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から翌年の3月31日まで(以下「下期」という。)のそれぞれ期間における融資平均残高(計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額をいう。)に別表に掲げる利子補給率及び期間(12分の6)を乗じて得た額の合計とする。なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

(利子補給金の交付申請)

第12条 取扱金融機関は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、様式第4号による利子補給金交付申請書及び様式第5号による所要額計算書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、原則として毎年度半期ごと別に定める日までに行うものとする。

(交付の条件)

第13条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

(1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第14条 取扱金融機関は、利子補給金の決定を受けた後、速やかに、様式第6号による実績報告書及び様式第5号による所要額計算書を市長に提出しなければならない。

(請求の手続)

第15条 利子補給金の確定を受けた取扱金融機関は、利子補給金の交付の確定を受領した日から起算して10日以内に様式第7号による請求書を提出しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の伊豆長岡町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年伊豆長岡町告示第51号）、菰山町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年菰山町要綱第4号）又は大仁町中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年大仁町告示第26号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、そ

れぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年 4 月16日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成19年10月 1 日告示第1 2 6号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年 3 月 1 日告示第19号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正の施行前に静岡県信用保証協会の保証付き融資を保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月22日告示第88号）

（東日本大震災に伴う融資条件の特例）

- 3 平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び当該地震に伴う津波による災害並びにこれらに起因する関連の災害により、間接的又は直接的な被害を受けた中小企業者を支援するため、平成23年 7 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間に申込みを受理した融資に係る融資の条件については、別表事業資金の部短期経営改善資金の項融資利率の欄中「融資利率年1. 6%」とあるのは「融資利率0. 9%」と、「市利子補給率年0. 2%」とあるのは「市利子補給率年0. 9%」と、同項利子補給率の欄中「市利子補給率年0. 2%」とあるのは「市利子補給率年0. 9%」と、同部小口資金の項融資利率の欄中「融資利率年1. 6%」とあるのは「融資利率年1. 04%」と、「市利子補給率年0. 48%」とあるのは「市利子補給率年1. 04%」と、同項利子補給率の欄中「市利子補給率年0. 48%」とあるのは「市利子補給率1. 04%」とする。

この告示は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等

とみなす。

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和８年８月31日告示第133号）

- 1 この告示は、令和８年９月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日の前日までに、協会の保証の承諾を受けた融資については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

別表

資金名		融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び保証料	担保及び保証人	提出書類
事業資金	短期経営改善資金	市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に基づく短期経営改善資金の申込者	仕入れ、決済、賞与等に必要資金	1企業 700万円 1組合 1,500万円 ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円であつ1組合員当たり 700万円	融資利率 年 1.85% (基準金利年 2.31% ー 県利子補給率年 0.26% ー 市利子補給率年 0.2%) ※ただし、県制度融資の利用する場合は、 融資利率 年 2.05% (基準金利年 2.31% ー 県利子補給率年 0.26%)	県利子補給率 年 0.26% 市利子補給率 年 0.2%	5 か月以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還。 ただし、1年以内の措置期間を認める。	協会の保証付きとし、保証率は年 0.95%以内	協会の定めるところによる。	申込書(様式第1号) 静岡県中小企業融資制度要綱に定める書類
	小口資金	1 法第2条第1項各号に掲げるものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 常時使用する従業員の数が30人(卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業者については10人)以下であること。 (2) 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合 (3) 常時使用する従業員の数が30	事業資金	1企業 700万円	融資利率 年 1.6% (基準金利年 2.08% ー 市利子補給率年 0.48%)	市利子補給率 年 0.48%	5 年以内	元金均等月賦償還とする。なお、災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動された災害により損害を被った者(以下「被災小規模事業者」という。)が既に融資を受けているときは、当該小口資金の返済を1年猶予	協会の保証付きとし、保証率は年 0.90%以内	協会の定めるところによる。	申込書(様式第2号) 協会が定める書類

		合 (4) 常時使用する 従業員の数が30 人以下の医業を 主たる事業とす る法人 2 原則として、市 内で申込み日以 前3月以上引き 続き同一業種に 属する事業を営 んでいること。 3 市税について、 本資金の申込日 以前において納 期が到来した税 額（延納又は納 税猶予にかかる 税額を除く。）を 完納しているこ と。					返済期間を1年 延長することが できる。この場 合において、当 該被災小規模事 業者は、市長の 発行する被災証 明書を添付の金 融機関に申し込 むものとする。			
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

[一部改正（平成19年告示第40号・第126号）]

[一部改正（平成22年告示第19号）]

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊豆の国市短期経営改善資金申込書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申込者の住所

又は所在地

氏 名

（法人の名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 局 番

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄	
融資申込金	円	機関名（支店名）	
融資希望期 （据置期）	箇月 （ 箇	受理年月日	
返済方法 （いずれかに	1 月賦 2 一括（短期のみ選択	基準金利 A	年
融資希望金	第一希望	県利子補給率 B	年
機関（支	第二希望	市利子補給率	年
		融資利率 A－B－C	年
業種		保証協会記入欄	
従業員数 （組合員	人	保証諾否	承諾 不承諾
資本金 （出資金）	円	保証承諾日	
営業年数	年	保証金額	円
資金使途 （具体的に記		保証期間	箇月
資金計画	当 資 金 自 己 資 金 そ の 他 借 入 金 計	市確認印	

※ 上記表の各欄は申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。

※ 本書及び静岡県中小企業融資制度要綱が定める書類を市長に提示し、確認を受けたうえで、静岡県中小企業融資制度要綱に基づき申込手続きをしてください。

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

伊 豆 の 国 市 小 口 資 金 申 込 書

年 月 日

伊 豆 の 国 市 長 宛

申 込 者 の 住 所
又 は 所 在 地
氏 名

（法人の名称及び代表者の氏名）
電 話 （ ） 局 番

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄	
融資申込金	円	機関名（支店名）	
融資希望期 （据置期）	箇月 （	受理年月日	
返済方法 （いずれかに	1 月賦 2 一括（短期のみ選択	基準金利 A	年
		市利子補給率 B	年
融資希望金 機関（支	第一希望 第二希望	融資利率 A－B	年
業種		保証協会記入欄	
従業員数 （組合員	人	保証諾否	承諾 不承諾
資本金 （出資金）	円	保証承諾日	
営業年数	年	保証金額	円
資金使途 （具体的に記		保証期間	箇月
資金計画	当 資 金	市受付印	
	自 己 資 金		
	そ の 他 借 入 金		
	計		

※ 上記表の各欄は申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。
※ 本書に納税証明書（市税）及び協会が定める書類を添えて、市長に提出してください。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

中小企業融資制度融資拒絶報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地
金融機関名
代表者氏名

融資申込者名	所在地	資金名	申込書受付 日	融資申込 額	拒絶理由 （できる限り具体的 に）
				千円	

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地
金融機関名
代表者氏名

年度 期における伊豆の国市中小企業事業資金にかかる利子補給金
円の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請

- (1) 金額 円
- (2) 事業の目的

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

所要額計算書

融資年度	資金名	融資平均残高 a (各月初残高合計/6 ヶ月)	実収利回 b	融資利率 c	利率差 $d = b - c$	利子補給金
			%	%	%	円
合 計						

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地
金融機関名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を
受けた伊豆の国市中小企業事業資金（ 期）の貸付事業が完了したので、関係
書類を添えて報告します。

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた伊豆の国市中小企業事業資金（ 期）の利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地
金融機関名
代表者氏名

⑨

口座振替先金融機関名

口 座 種 別 ・ 番 号

同 意 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地

金融機関名

代表者氏名

印

「伊豆の国市中小企業事業資金融資制度要綱」に定める取扱金融機関になることを同意します。

※ 本店が県外にある金融機関は、県内支店単位で作成してください。

※ 本店が県内にある金融機関は、本部で作成してください。